

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案		
規制の名称	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制	規制の区分	改正(拡充)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課 電話番号: 03-3581-3352(代表)		
評価実施時期	令和5年2月15日		
規制の目的、内容及び必要性			
(当該規制緩和を実施しない場合のベースライン)	現在原子炉等規制法第43条の3の32に規定されている発電用原子炉の運転期間に関する規定が他法に規定され、その期間の設定は制度上も原子力規制委員会の判断するところではなくなった場合においても高経年化した発電用原子炉について引き続き厳格な安全規制を実施するため、運転期間の定めにかかわらず必要な安全規制を実施できるよう規定を見なおす必要が生じた。仮にこのような措置を行わない場合、現行の高経年化した発電用原子炉に関する安全規制は60年を前提とした制度設計となっていることから、運転開始後60年を超える発電用原子炉に対し、適切な安全規制が実施できなくなる可能性がある。		
(課題及びその発生原因)	現行制度においては、運転期間の延長が40年目から60年目までの期間においてのみ認められていることを前提に原子炉が技術基準に適合することを求めるものとなっているため、運転期間の定めを原子炉等規制法で行わない場合に、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉の安全規制を継続して実施できる制度となっていないことが課題である		
(当該規制緩和の内容)	原子力規制委員会は、運転期間を40年とする定めについて、評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を明らかにしている。このような原子力規制委員会の立場からすれば、運転期間の定めが原子炉等規制法から削除され他法に規定されること、原子炉等規制法において運転開始後30年以降10年ごとに劣化評価等を行う仕組みを規定することは規制緩和ではなく、運転開始後60年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設することになるため規制の拡充となる。したがって、今回の措置は規制緩和ではないため該当しない。		
直接的な費用の把握			
(遵守費用)	運転開始後30年以降から10年以内ごとの長期施設管理計画(仮称)の認可を義務付けるためこの申請手数料等の負担及び同60年以降に実施される劣化評価等の実施費用など。		
(行政費用)	従前から原子炉等規制法及び実用炉規則においてそれぞれ措置されていた規制を統合するものであり、追加的に発生する行政費用は少ない。		
副次的な影響等及び波及的な影響	副次的な影響として高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上及び事業者における効率的かつ有効な評価に関する知見の蓄積及び確立。個々の事業者に対し選択的に規制を課すものではないため、競争状況への影響はないと考えられる。		
評価の活用状況等	今回規定する安全規制の案は、令和4年度第48回(令和4年11月2日)、第51回(令和4年11月16日)、第55回(令和4年11月30日)、第57回(令和4年12月14日)、第59回(令和4年12月21日)の原子力規制委員会における具体的な制度案についての議論を基礎とし、検討過程における科学的・技術的意見の募集や原子力事業者等との意見交換を踏まえて、立案したもの。		
事後評価の実施時期等			
(事後評価の実施時期)	改正法施行後5年以内。		
(費用及び間接的な影響を把握するための指標等)	<ul style="list-style-type: none"> ・効果: 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制が科学的・技術的な根拠に基づき個々の発電用原子炉に対して厳格な安全規制が引き続き実施されていること。 ・副次的な効果: 高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上、事業者における効率的かつ有効な評価の知見の確立。 		
備考			